

## 予算の仕組みについて

### 1. 地方財政計画

(1) 翌年度の地方公共団体の歳入歳出の総見込みを示すもので、内閣が毎年度国の予算案作成と同時期に策定・公表

(2) 役割

①地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障すること

・ 一般財源総額 63.9 兆円

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 地方税・地方譲与税 | : 43.8 兆円 (対前年度+3.9 兆円) |
| 地方特例交付金等  | : 0.2 兆円 (対前年度▲0.1 兆円)  |
| 地方交付税     | : 18.1 兆円 (対前年度+0.6 兆円) |
| 臨時財政対策債   | : 1.8 兆円 (対前年度▲3.7 兆円)  |

・ 地域社会のデジタル化の推進

・ 公共施設の脱炭素化の取組等の推進 ほか

②地方財政を国家財政や国民経済等との整合性を確保すること

③地方公共団体の毎年度の財政運営の指針

### 2. 予算

(1) 歳入と歳出についての、一会計年度に対する計画書＝1年間の収入と支出の見積もり

当初予算編成で、歳入はその全額を歳入予算へ、歳出はその全額を歳出予算へ計上します。ただし、年度途中に予期しない事例などに対応するため、補正予算を編成し対応します。

＝法改正対応、災害対応、国の補正予算対応、その他緊急に対応すべき案件

(2) 会計年度独立の原則

各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならない。

【例外】

・ 繰越明許費

…その性質上又は予算成立後の事由により、その年度内に支出が終わらないもの

・ 事故繰越し

…避けることのできなかった事故が生じたために年度内に支出が終わらないもの

・ 歳計剰余金の繰越し

…収入済額が支出済額を上回った差額を、翌年度の歳入に編入して使用するものなど

・ 債務負担行為

…複数年に渡る契約や後年度の支出が確実なものを、期間・内容・限度額を設定し、その範囲内で負担するもの

＝近年、国の方針では、公共工事は、年度初めの閑散期には仕事が不足し、年度末の繁忙期には仕事量が集中するという課題に対応するため、繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などにより、施工時期の平準化を図ることとされています。

### (3) 予算規模

一般会計・特別会計・企業会計あわせて 732 億 6 千万円

一般会計：413.0 億円＝基本的な行政サービスを行う会計

特別会計：195.3 億円＝保険料など特定の収入によって事業を行う会計

企業会計：124.3 億円＝民間企業と同じ事業収益によって運営している会計

### (4) 各会計の予算規模

| 会計名  |               |       | 予算額           | 概要                   |
|------|---------------|-------|---------------|----------------------|
| 一般会計 |               |       | 413 億円        | 基本的行政サービスを行う         |
| 特別会計 | 国民健康保険        |       | 89 億 7,900 万円 | 医療費の給付               |
|      | 後期高齢者医療       |       | 22 億 6,100 万円 | 75 歳以上の医療費の給付        |
|      | 介護保険          |       | 82 億 1,400 万円 | 65 歳以上の要介護・要支援者への給付  |
|      | 野洲川基幹水利施設管理事業 |       | 8,113 万円      | 野洲川基幹水利施設の管理         |
| 企業会計 | 病院事業          | 収益的支出 | 7 億 9,985 万円  | 信楽中央病院の経営            |
|      |               | 資本的支出 | 6,755 万円      |                      |
|      | 水道事業          | 収益的支出 | 27 億 500 万円   | 上水道の整備、維持管理          |
|      |               | 資本的支出 | 15 億 8,544 万円 |                      |
|      | 診療所事業         | 収益的支出 | 2 億 4,175 万円  | みなくち診療所の経営           |
|      |               | 資本的支出 | 1,578 万円      |                      |
|      | 介護老人保健施設事業    | 収益的支出 | 3 億 5,685 万円  | ケアセンターささゆりの経営        |
|      |               | 資本的支出 | 1,995 万円      |                      |
|      | 下水道事業         | 収益的支出 | 36 億 1,695 万円 | 公共下水道・農業集落排水の整備、管理運営 |
|      |               | 資本的支出 | 30 億 1,603 万円 |                      |

### (5) 一般会計の歳入

| 項目        | 予算額            | 構成比   | 概要                                                                  |
|-----------|----------------|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 自主財源      | 179 億 8,784 万円 | 43.6% | 自主的に調達できる収入                                                         |
| 市税        | 140 億 1,662 万円 | 34.0% | 地方税法、条例により住民、企業等から納めていただいた税金                                        |
| 分担金及び負担金  | 1 億 711 万円     | 0.3%  | 事業経費の一部を受益の程度に応じて利用者に負担いただくお金                                       |
| 使用料及び手数料  | 4 億 2,972 万円   | 1.0%  | 施設の利用や証明書発行の際にいただくお金                                                |
| 繰入金       | 19 億 5,868 万円  | 4.7%  | 基金(貯金)を取り崩して使うお金                                                    |
| その他       | 14 億 7,571 万円  | 3.6%  | 不動産売却などの財産収入、寄附金、前年度からの繰越金、諸収入                                      |
| 依存財源      | 233 億 1,216 万円 | 56.4% | 国・県から交付されるものや借金                                                     |
| 地方譲与税・交付金 | 34 億 4,865 万円  | 8.4%  | 国に納めた税金の一部を一定の基準で配分されるもの(使途自由)                                      |
| 地方交付税     | 89 億円          | 21.5% | どの自治体でも一定の行政サービスが提供できるよう国に納めた税金の一定割合を交付されるもの(使途自由)※状況により交付されない団体もある |
| 国・県支出金    | 89 億 6,941 万円  | 21.7% | 特定の事業について、その経費の一部を国・県が市区町村に交付するもの(使途指定)                             |
| 市債        | 19 億 9,410 万円  | 4.8%  | 一会計年度を超えて長期に借入れする借金                                                 |

(6) 財源区分整理表

|                               | 一般財源<br>使途が特定されておらず、どのような経費にも使用できる財源                  | 特定財源<br>使途が特定されている財源                                |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 自主財源<br>市が自主的に収入することができる財源    | ・市税<br>・基金繰入金(財政調整基金)<br>・繰越金 ほか                      | ・分担金及び負担金<br>・使用料及び手数料<br>・寄附金<br>・基金繰入金(特定目的基金) ほか |
| 依存財源<br>国や県などの意思決定に基づき収入される財源 | ・地方交付税<br>・地方譲与税<br>・利子割交付金等の県税交付金<br>・市債(臨時財政対策債) ほか | ・国庫支出金<br>・県支出金<br>・市債(臨時財政対策債除く)                   |

(7) 一般会計の歳出

【目的別】…予算科目の款を基準にしつつ、行政目的にそって分類するもの

| 項目     | 予算額           | 構成比   | 概要                  |
|--------|---------------|-------|---------------------|
| 議会費    | 2 億 5,860 万円  | 0.6%  | 市議会の運営に             |
| 総務費    | 48 億 180 万円   | 11.6% | 地域情報基盤や地域コミュニティに    |
| 民生費    | 148 億 317 万円  | 35.9% | 高齢者や子ども、障がい者の福祉に    |
| 衛生費    | 38 億 3,591 万円 | 9.3%  | 健康で衛生的な生活環境の推進に     |
| 労働費    | 1 億 7,205 万円  | 0.4%  | 労働者の福祉向上、就労支援に      |
| 農林水産業費 | 17 億 2,523 万円 | 4.2%  | 農業や林業の振興に           |
| 商工費    | 6 億 9,092 万円  | 1.7%  | 商工業の振興に             |
| 土木費    | 36 億 8,795 万円 | 8.9%  | 道路や公園などの公共施設の整備に    |
| 消防費    | 15 億 2,179 万円 | 3.7%  | 消防団の運営、災害対策に        |
| 教育費    | 51 億 7,399 万円 | 12.5% | 学校教育の充実、文化・スポーツの振興に |
| 災害復旧費  | 1 万円          | 0.0%  | 大雨、地震などの災害による被災復旧に  |
| 公債費    | 45 億 2,858 万円 | 11.0% | 借りたお金の返済に           |
| 予備費    | 1 億円          | 0.2%  | 緊急事態への対応のために        |

＝民生費が構成比のトップ、約3割を占める傾向が続いています。

【性質別】…予算科目の節を基準としつつ、経済的性質にそって分類するもの

| 項目      | 予算額            | 構成比   | 概要                              |
|---------|----------------|-------|---------------------------------|
| 義務的経費   | 195 億 6,266 万円 | 47.4% | 必ず支出しなければならない経費                 |
| 人件費     | 79 億 7,594 万円  | 19.3% | 職員の給料など                         |
| 扶助費     | 70 億 5,814 万円  | 17.1% | 生活保護費、障がい者支援費、保育園等施設型給付など福祉・医療に |
| 公債費     | 45 億 2,858 万円  | 11.0% | 借りたお金の返済に                       |
| 投資的経費   | 40 億 6,975 万円  | 9.9%  | 道路、学校などの建設や大規模改修などの経費           |
| 普通建設事業費 | 40 億 6,974 万円  | 9.9%  | 道路、学校などの建設や大規模改修などの経費           |
| 災害復旧事業費 | 1 万円           | 0.0%  | 大雨、地震などの災害による被災復旧に              |
| その他の経費  | 176 億 6,759 万円 | 42.7% |                                 |
| 物件費     | 68 億 5,702 万円  | 16.6% | 光熱水費、消耗品費、通信運搬費、委託料、施設の解体工事など   |
| 維持補修費   | 5 億 13 万円      | 1.2%  | 道路、施設の維持管理に                     |
| 補助費等    | 63 億 2,738 万円  | 15.3% | 一部事務組合への負担金、諸施策推進のための補助金など      |
| 積立金     | 4 億 295 万円     | 1.0%  | 各種基金への積み立てに                     |
| 投資及び出資金 | 4 億 1,642 万円   | 1.0%  | 企業会計への出資に                       |
| 貸付金     | 870 万円         | 0.0%  | 小口簡易資金や水洗便所改造等資金融資など            |
| 繰出金     | 30 億 5,499 万円  | 7.4%  | 特別会計の収入を補うために                   |
| 予備費     | 1 億円           | 0.2%  | 緊急事態への対応のために                    |

＝義務的経費が構成比のトップ、扶助費が増加傾向。

### 3. 予算編成上、重要な財源となるもの

#### (1) 市税

市 民 税：個人市民税は人口増減・景気動向の影響を、法人市民税は事業所数増減・景気動向の影響を受けます。

固定資産税：土地・家屋は3年毎の評価替により、償却資産は景気動向により変動します。

軽自動車税：軽自動車の登録台数により増減します。

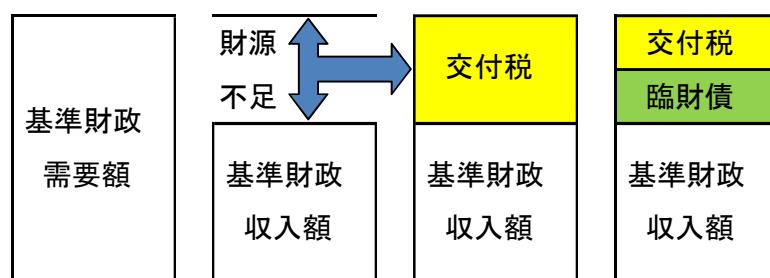
市たばこ税：消費本数により変動し、近年は減収傾向です。

#### (2) 地方交付税

地域間の税源の偏在と財政力の不均衡を是正するため、地方の財源を国が国税として代わって徴収し、全ての地方公共団体が一定の行政水準を確保できるよう、合理的な基準により地方公共団体に配分する仕組みです。一般に、税収が増えると交付税は減少する相関関係にあります。

【普通交付税】標準的な水準の行政サービスを実施するために必要な経費（＝基準財政需要額）と標準的な市税収入など（＝基準財政収入額）の差額が交付されます。

#### 【普通交付税のイメージ】



【特別交付税】

災害等、普通交付税で捕捉されない特別の財政需要について交付されます。

(3) 市債

合併特例事業債：市町村合併を行い、新市建設計画を実現するための事業の財源となるもの。  
合併後 20 年間発行でき、対象事業費の 95%まで借入れることができます。  
後年度、返済額のうち 70%が交付税でカバーされます。

臨時財政対策債：普通交付税の原資不足のため、代替となる一般財源として発行可能となった  
地方債。後年度、返済額の全額が交付税でカバーされます。

＝令和 4 年度末見込みの市債残高 470.4 億円

うち臨財債 163.0 億円（約 35%）、うち合併特例債 277.3 億円（約 59%）

(4) 国庫支出金…地方公共団体が支出する経費に対して国が負担交付する支出金の総称

【国庫負担金】国が地方公共団体と共同責任を持つ事務に対し負担区分を定めて国が義務的に  
負担するもの

…児童手当国庫負担金、障害者自立支援給付負担金、医療扶助費等国庫負担金  
ほか

【国庫補助金】国施策の奨励的な意図に基づいて支出されるもの

…地方創生推進交付金、子ども・子育て支援交付金、社会資本整備総合交付金  
ほか

【国庫委託金】国政選挙や国勢調査など、専ら国の利害に関係のある事務で、本来は国の機関  
により執行すべきものではあるが、効率性などから地方公共団体が国に代わっ  
て執行するものの経費（国の全額負担）

…国民年金事務取扱委託金ほか

(5) 県支出金…市町の支出する経費に対して県が交付するもの。県が自らの施策として単独に  
交付するものと、県が国庫支出金を財源の全部又は一部として交付する間接補助  
金がある。国庫支出金と同じく、「負担金」「補助金」「委託金」に区分される。

## (6) 基金

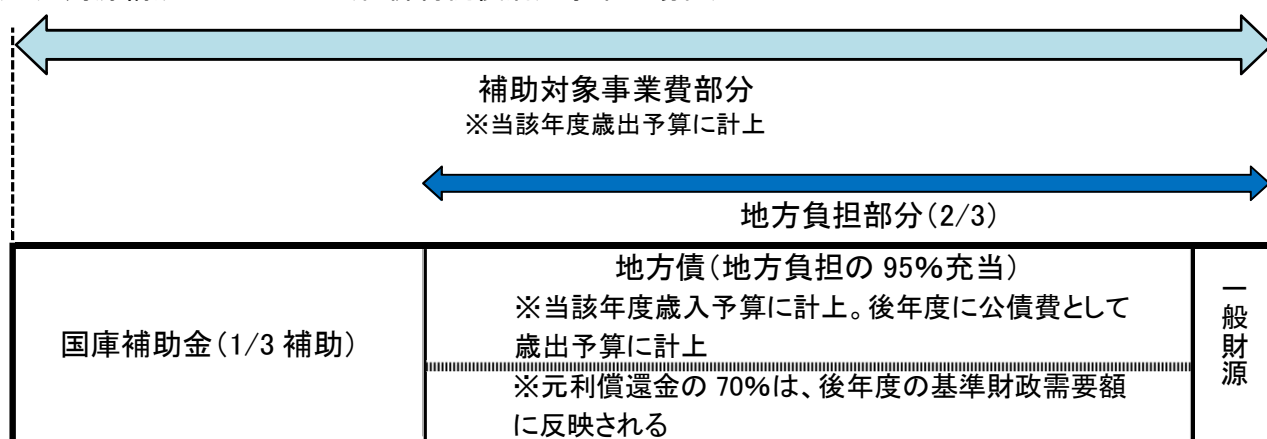
※残高は令和4年度末見込み

| 基金名称                     | 目的・用途                                          | 残高(千円)    |
|--------------------------|------------------------------------------------|-----------|
| 財政調整基金                   | 災害復旧等の不測の事態に対応するため                             | 2,959,211 |
| 減債基金                     | 市債の償還のため                                       | 536,931   |
| 福祉基金                     | 福祉事業の円滑な執行や、地域福祉活動の活性化のため                      | 276,485   |
| 教育振興基金                   | 教育事業の円滑な執行のため                                  | 343,938   |
| 文化振興基金                   | 文化の振興を図るため                                     | 39,486    |
| 公共施設等整備基金<br>(交通災害共済分含む) | 公共施設等の整備を円滑に行うため                               | 1,857,286 |
| 住みよさと活気あふれるまちづくり基金       | 市民の連帯強化及び地域振興を図るため                             | 1,526,948 |
| あい甲賀ふるさと応援基金             | 個人又は団体等から広く寄附を募り、個性と魅力あるまちづくりを図るため             | 491,686   |
| 移譲施設整備基金                 | 公共施設の移譲を円滑に行うため                                | 8,491     |
| コミュニティ推進基金               | 市民自らが行うまちづくり活動を推進するため                          | 92,905    |
| 鉄道施設基金                   | 信楽高原鐵道の施設の保守及び管理等のため                           | 29,228    |
| 図書館振興北村昭三基金              | 図書館の資料、設備の充実や活動振興のため                           | 144,477   |
| 新名神高速道路環境監視基金            | 環境監視測定に要する経費とするため                              | 93,196    |
| その他特定目的基金                | 災害対策基金、奨学基金、大戸川ダム水源地域振興基金、公営住宅整備基金、ふるさと水と土保全基金 | 158,245   |
| 合 計                      |                                                | 8,558,513 |

|        |                                                    |         |
|--------|----------------------------------------------------|---------|
| 土地開発基金 | 公用、公共用又は公共の利益のため必要な土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため | 199,650 |
|--------|----------------------------------------------------|---------|

＝住みよさと活気あふれるまちづくり基金は、H17～H20に合併特例債を活用して造成した基金で、平成28年度以降、まちづくりのソフト事業の財源として活用を始めました。

(7) 財源構成のイメージ（合併特例債活用事業の場合）



【例】学校施設改築事業（事業費9億円）において、合併特例債を活用する場合

事業費：900,000千円

国庫補助金：300,000千円

地方債：(900,000-300,000) × 95% = 570,000千円

＝交付税措置額：570,000 × 70% = 399,000千円

一般財源：(900,000-300,000-570,000) = 30,000千円

＝実負担額：(570,000-399,000) + 30,000 = 201,000千円

#### 4. 本市の予算編成の概要

(1) 枠配分方式と査定による予算編成

枠配分経費：内部事務経費、施設管理経費など

＝主に物件費。財政課で算定し各部局に配分。各部局に編成権限。

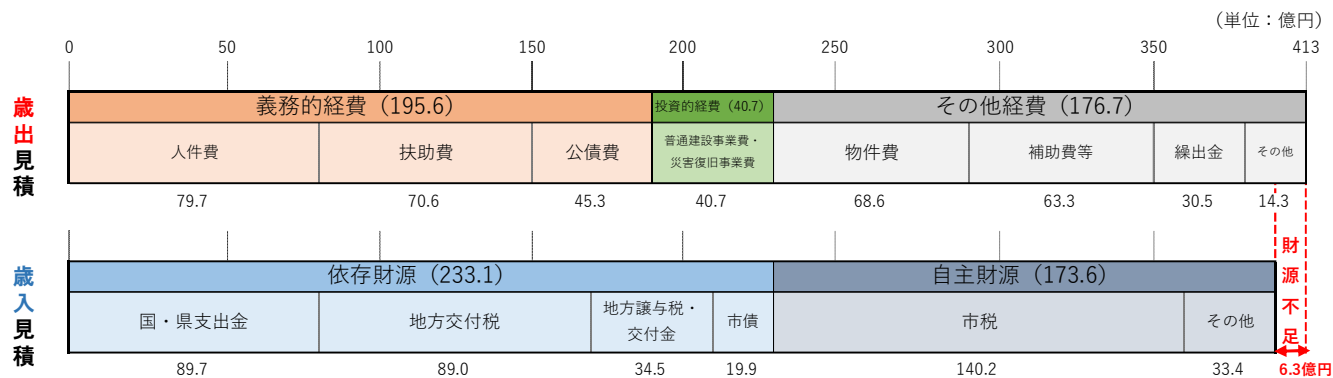
枠配分外経費：合併特例債活用事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、カーボンニュートラル推進事業をはじめとした上記以外の経費

＝政策な事業経費

(2) 財源の充当方法など、市のルール

- ・市債は、交付税措置が有利なメニューに限定し発行します。
- ・国・県支出金は、対象となる事業に適正に充当します。未充当の事務事業にも国・県の補助メニューを調査の上、新たな財源を見出すことに努めます。
- ・財政調整基金は財源不足を調整するために、公共施設等整備基金は合併特例事業やその他のハード事業に充当します。教育振興基金は教育施設整備や教育関係のソフト事業の財源として充当します。その他基金は設置目的に沿った充当を行います。  
ただし、後年度の財政運営を勘案して過度の取り崩しは行わないように留意します。
- ・ハード事業は、設計で事業費が確定してから工事費を予算に計上することにより、執行残額の抑制に努めます。

### (3) 一般会計予算の構造



= 『財源不足 (6.3 億円)』について、財政調整基金から繰り入れます。